

『個別の教育支援計画』

Q & A 及び 記入例

(第 3 版)

令和3年3月

山 口 県 教 育 委 員 会

はじめに

山口県においては、平成 17 年に県の様式に沿って県立盲・聾・養護学校（現総合支援学校）に在籍するすべての児童生徒について「個別の教育支援計画」の作成を開始し、平成 18 年からは、地域コーディネーターが小・中学校等を巡回し、「個別の教育支援計画」の作成支援を行うなど、「個別の教育支援計画」の作成は、障害のある児童生徒の指導や支援に大きな成果を上げてきました。

一方、国においては、平成 26 年の「障害者の権利に関する条約」の批准や平成 28 年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行等、障害者に関する諸般の制度の整備が進められるとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことをめざす「インクルーシブ教育システム」の構築に向けた取組が進められています。

また、学習指導要領においては、特別支援学級に在籍している児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒について、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用することが示され、「発達障害を含む障害のある児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（文部科学省 平成 29 年 3 月）においても、「合理的配慮」の内容については「個別の教育支援計画」に明記し、引き継ぐことが示されるなど、「個別の教育支援計画」の作成と活用はますます重要なものとなってきています。

このため、県教委では、平成 20 年に改訂した「個別の教育支援計画Q & A 及び記入例」を再度改訂することとしました。

各校において、本資料を参考にしながら、児童生徒一人ひとりの障害の種類や程度、発達の段階等の実態を十分に把握し、各校の実情に応じて作成を進めてください。多くの教員が計画の作成にかかわり、日々の指導・支援に活用するとともに、有効かつ必要な支援の内容や方法を進学先、就職先に確実に引き継いでいくことで、特別な支援を必要とする児童生徒への切れ目ない支援体制が一層充実することを期待しています。

令和 3 年 3 月

山口県教育庁特別支援教育推進室

目 次

◇ 「個別の教育支援計画」 Q&A

・ Q 1 – 1 「個別の教育支援計画」とはどのようなものですか？	1
<参考：法令、学習指導要領及び学習指導要領解説における「個別の教育支援計画」に関する記載>	
– 2 どのような目的で作成するのですか？	4
– 3 作成する対象は？	5
– 4 作成・活用の手順は？	5
・ Q 2 「個別の教育支援計画」の活用状況は？	6
・ Q 3 「個別の教育支援計画」作成・活用の年間の流れは？	8
・ Q 4 「個別の教育支援計画」を活用した引継ぎは？	9
・ Q 5 「個別の教育支援計画」の管理は？	12
・ Q 6 「合理的配慮」の記載は？	14

◇ 「個別の教育支援計画」記入例

・ 記入上の留意点	15
・ 同意書について、作成の手順等	16
・ 様式1（特別支援学校、特別支援学級用）記入例	21
・ 様式2（通常の学級用）記入例	24
・（別紙1）○学校（○学部）への引継ぎ事項・留意点等	26
・（別紙2）関係機関等との連携支援体制	27
・（別紙3）事業所・福祉施設等への引継ぎ事項等	28
・データのダウンロードについて、県教委作成テキスト・リーフレット一覧	31

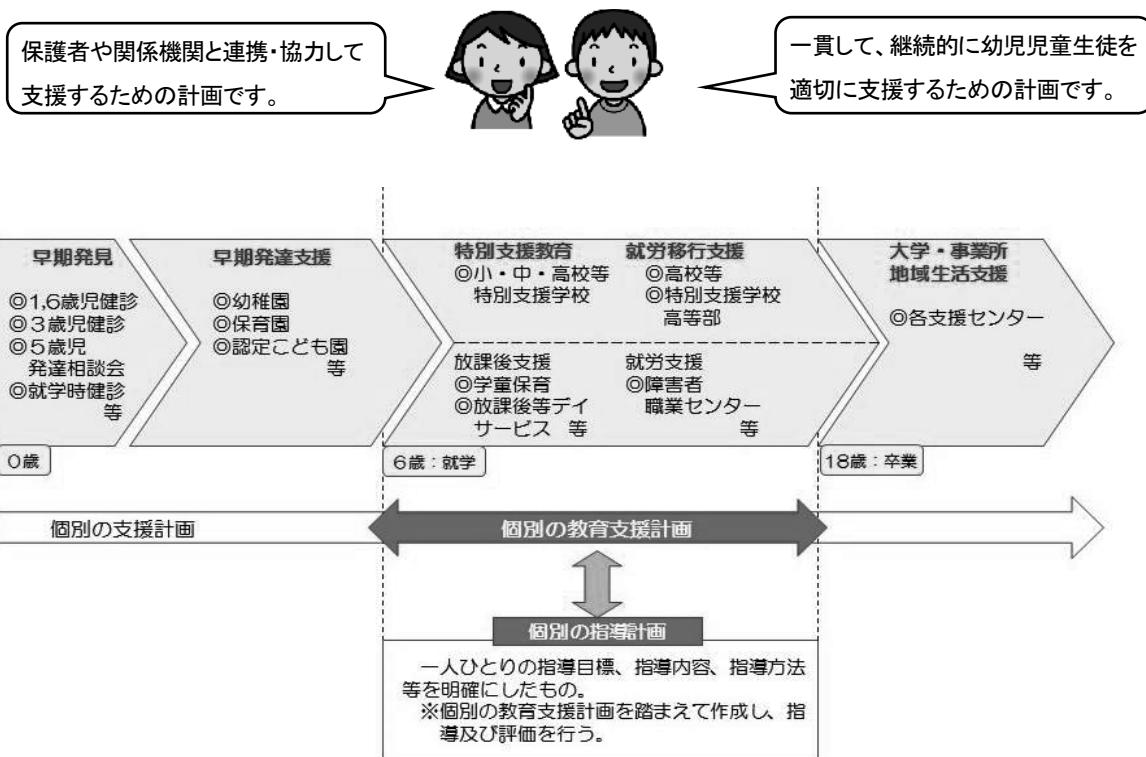
『個別の教育支援計画』

Q & A



Q1-1 「個別の教育支援計画」とはどのようなものですか？

「個別の教育支援計画」は、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携し、適切な指導及び必要な支援を行うための計画です。



《 個別の支援計画とは？ 》

「個別の支援計画」は、乳幼児期から学校卒業後まで生涯にわたって一貫した支援を行うための計画です。「障害者基本計画」(H14.12)の中で、「障害のある子どもの発達の段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別の支援計画）を策定して効果的な支援を行う」ことが示されました。

そして、重点施策実施5か年計画(新障害者プラン)では、盲・聾・養護学校(現特別支援学校)において「個別の支援計画」を平成17年度までに作成することとされました。

「個別の支援計画」と「個別の教育支援計画」は、概念として同じものであり、学校等の教育機関が中心となって作成する場合に「個別の教育支援計画」と呼びます。

また、一人ひとりの教育的ニーズに応じて在学中から卒業後の移行期における就労・生活等の円滑な支援を行うための、「個別移行支援計画」と呼ばれる計画も、卒業後への移行期における「個別の教育支援計画」であり、概念として同じものです。本県では「個別移行支援計画」は「個別の教育支援計画」に含まれるとしています。

《 個別の指導計画とは？ 》

「個別の指導計画」は、一人ひとりの年間目標や学期の目標等を設定し、それぞれの目標の達成に向け、指導内容・方法等を明確にして、障害の状態や発達の段階に応じて適切な指導及び必要な支援を行うための計画です。「個別の指導計画」に基づいた丁寧な指導や評価を行うことによって、指導内容や指導方法の改善が図られるとともに、組織的な指導・支援の促進につながります。

<参考：法令、学習指導要領及び学習指導要領解説における「個別の教育支援計画」に関する記載>

1 法令における「個別の教育支援計画」に関する記載

学校教育法施行規則第134条の2 → 特別支援学校に在籍する児童生徒についての作成義務等を規定

校長は、特別支援学校に在学する児童等について個別の教育支援計画（学校と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体（次項において「関係機関等」という。）との連携の下に行う当該児童等に対する長期的な支援に関する計画をいう。）を作成しなければならない。

2 校長は、前項の規定により個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童等又はその保護者の意向を踏まえつつ、あらかじめ、関係機関等と当該児童等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならない。

学校教育法施行規則第139条の2 → 特別支援学級に在籍する児童生徒についての作成義務等を規定

第134条の2の規定は、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の児童又は生徒について準用する。

学校教育法施行規則第141条の2 → 通級による指導を利用する児童生徒についての作成義務等を規定

第134条の2の規定は、第140条の規定により特別の指導が行われている児童又は生徒について準用する。

2 学習指導要領及び学習指導要領解説における「個別の教育支援計画」に関する記載

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

【第1章 総則 第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援】

- 1 児童又は生徒の調和的な発達を支える指導の充実
- (5) 家庭及び地域並びに医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童又は生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成すること。

小学校（中学校）学習指導要領

【第1章 総則 第4 児童（生徒）の発達の支援】

- 2 特別な配慮を必要とする児童（生徒）への指導
 - (1) 障害のある児童（生徒）などへの指導
 - エ 障害のある児童（生徒）などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童（生徒）への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童（生徒）の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童（生徒）や通級による指導を受ける児童（生徒）については、個々の児童（生徒）の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

高等学校学習指導要領

【第1章 総則 第5款 生徒の発達の支援】

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(1) 障害のある生徒などへの指導

ウ 障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科・科目等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

【小学校（中学校）学習指導要領解説総則編】

（高等学校学習指導要領解説総則編及び特別支援学校学習指導要領解説総則編にも同様の記載あり）

障害のある児童（生徒）は、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携するため、それぞれの側面からの取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用していくことが考えられる。具体的には、障害のある児童（生徒）が生活の中で遭遇する制約や困難を改善・克服するために、本人及び保護者の意向や将来の希望などを踏まえ、在籍校のみならず、例えば、家庭、医療機関における療育事業及び福祉機関における児童発達支援事業において、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にすることとなる。

このように、個別の教育支援計画の作成を通して、児童（生徒）に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解すべき大切な情報となる。また、在籍校において提供される教育的支援の内容については、教科等横断的な視点から個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として各教科等にわたる個別の指導計画に生かしていくことが重要である。

個別の教育支援計画の活用に当たっては、例えば、就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切である。

その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意することが必要である。

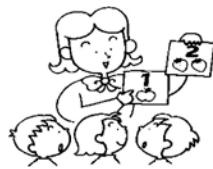


学習指導要領及び学習指導要領解説の記載内容を踏まえた
「個別の教育支援計画」の作成・活用に当たってのポイント

- 本人及び保護者の意向や将来の希望などを十分踏まえていますか。
- 学校、家庭、医療、福祉等の関係機関など、それぞれの役割を確認していますか。
- 「個別の教育支援計画」の記載内容を、各教科等における「個別の指導計画」の作成に活用していますか。
- 個人情報が、保護者の同意のもとで適切に取扱われていますか。

Q1－2どのような目的で作成するのですか？

「個別の教育支援計画」作成の目的は、学校における一人ひとりの幼児児童生徒の教育の充実です。「個別の教育支援計画」を作成することで、次のような効果が期待でき、指導や支援の充実につながります。



- 「個別の教育支援計画」を作成する過程で、実態の情報共有を行い、一人ひとりの幼児児童生徒の教育的ニーズを関係者で的確に把握し、共有することができます。
- 支援の方針・内容・方法等を校内委員会等で検討し、「個別の教育支援計画」に記しておくことで、教員同士、あるいは保護者との連携による全校体制での支援を行うことができます。
- 学校における支援の方針・目標・内容・方法及び評価を「個別の教育支援計画」にまとめておき、必要に応じて情報共有を行うことで、関係機関との連携による支援を行うことができます。



「個別の教育支援計画」の作成と活用によるメリットは、他にもたくさんあります。



- 「担任の先生が替わると指導の仕方が変わるのでないかと不安です。」という保護者の方の話を聞くことがあります。保護者と共に考えながら「個別の教育支援計画」を作成することで、一人ひとりの幼児児童生徒に必要な支援を次の学年や学校等に確実に引き継ぐ(つなぐ)ことができます。
- 每学年の重点目標とともに、小・中学校等の各時期における長期目標を立てることとしており、中・長期的な視点に立った支援をしていくことができます。
- 合理的配慮の内容についても「個別の教育支援計画」に記入します。
- 学校教育の目標や内容等を明確にして、家庭、関係機関等との連携の中で支援を行なうことができます。
- 「実態把握及び目標・内容等の設定」P(Plan)、「指導及び支援の実施」D(Do)、「評価」C(Check)、「目標・内容等の改善」A(Action)というプロセスの中で、常に教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を行うことができます。

〈押さえておきたいこと〉

「個別の教育支援計画」は作成することが目的ではなく、全校で組織的、計画的、継続的に支援していくためのものであること、具体的な指導・支援をより充実するためのものであることに特に留意する必要があります。

幼児児童生徒が必要とする支援は様々であり、教科の学習や日常生活等多くの支援を必要とする場合や簡単な配慮事項だけでよい場合もあります。また、幼児児童生徒の発達や成長に伴って支援の内容が変化することも考えられます。

計画の作成に当たっては、「どのような課題があるのか」「得意なこと、伸ばしたい力は何か」「どのような支援が必要なのか」「有効な支援として確実に引き継いでいかなければならないことは何か」等をしっかりと押さえておくことが大切です。

Q1－3作成する対象は？

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が対象となります。

- 特別支援学校の児童生徒は全員作成します。（学校教育法施行規則第134条の2）
- 小・中学校の特別支援学級の児童生徒及び、小・中・高等学校等で通級による指導を受けている児童生徒は全員作成します。（学校教育法施行規則第139条の2、第141条の2）
- 小・中・高等学校等の通常の学級に在籍し、特別な教育的支援が必要な発達障害等の障害のある児童生徒も対象です。

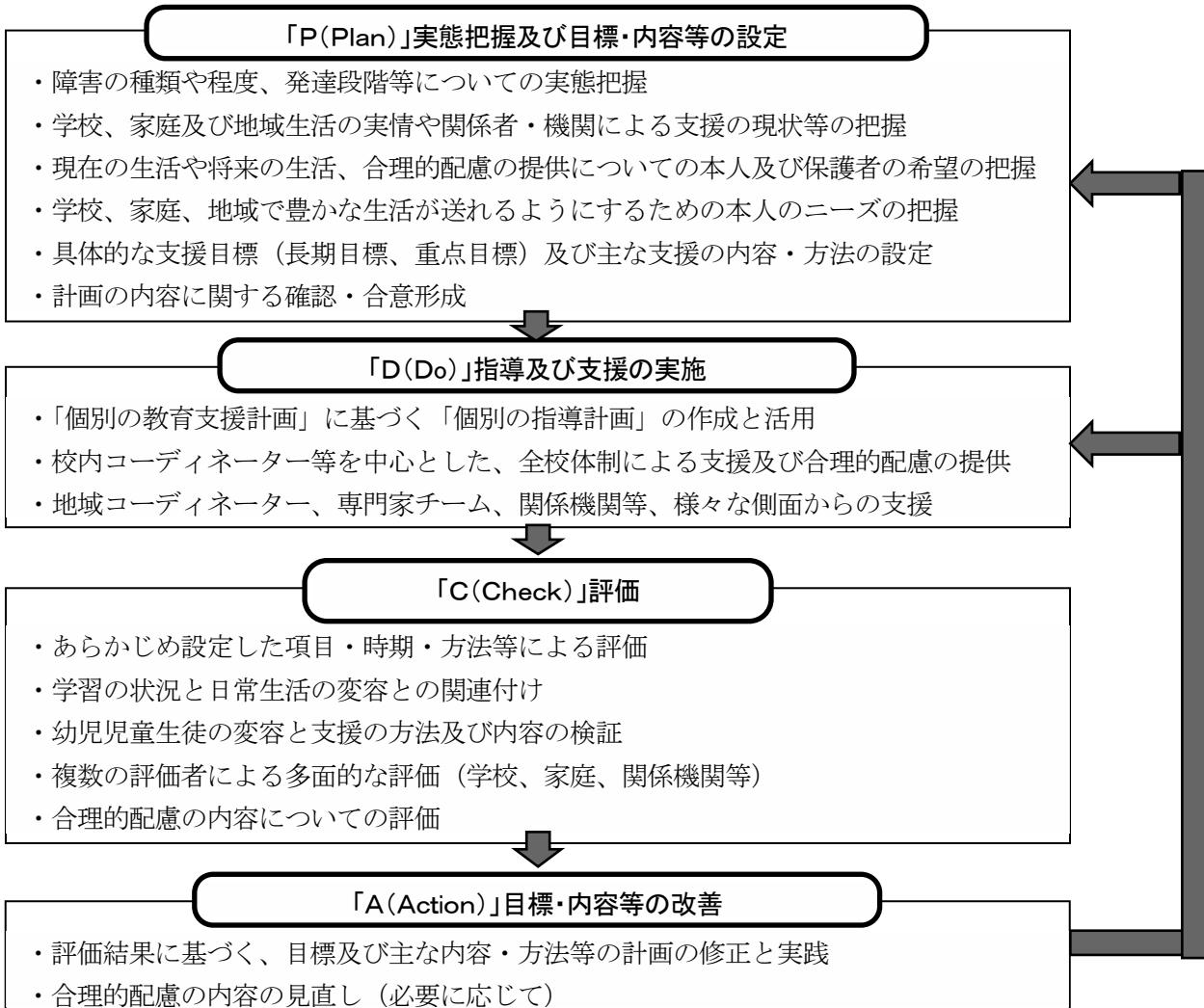
作成の主体は学校ですが、保護者との連携が大切であり、作成や作成のための情報収集、作成した計画の活用等について保護者の同意を得ることが必要です。

Q1－4作成・活用の手順は？

「個別の教育支援計画」の作成に当たっては、担任の負担が大きくならないように、校内コーディネーターを中心に、校内委員会で必要な支援や助言を行うことが大切です。また、作成に当たっては、重点目標や主な支援の方法・内容等は、できるだけ早く設定します。

なお、地域コーディネーター等が、小・中・高等学校等を巡回して、「個別の教育支援計画」の作成や「個別の教育支援計画」に基づく指導計画等の立案、計画の評価・改善等に係る支援や助言、情報提供を行っていますので活用してください。

具体的には、以下のプロセスで進めていくことになります。



【参考】「個別の教育支援計画」作成の留意点

◆計画に盛り込む内容は？

- 「個別の教育支援計画」には、次のような項目があります。
 - ・児童生徒の実態
 - ・保護者及び児童生徒の願い
 - ・合理的配慮の内容
 - ・進級、進学時における引継ぎ事項
 - ・主な支援の方法・内容
 - 等

◆作成にあたっては？

- 「個別の教育支援計画」は、児童生徒を全校体制で継続的に指導・支援するために作成するものです。
 - ・必要な項目を記入し、すべての項目に記入する必要はありません。
 - ・指導・支援を進めていく中で、随時必要な内容の加除修正を行います。
 - ・担任の負担が大きくならないように、校内コーディネーターを中心に、校内委員会等で作成を支援します。
- 保護者と学校が、児童生徒の指導や支援の方針、それぞれの役割について共通理解することが大切です。
 - ・本人・保護者と十分に話し合います。
 - ・情報は慎重に取扱い、保管に留意します。

「『個別の教育支援計画』Q & A及び記入例(第3版)」は、特別支援教育推進室のホームページにアップロードしています。URL等はP31を参照してください。

Q2 「個別の教育支援計画」の活用状況は？

「個別の教育支援計画」の活用状況について保護者や進路先、関係機関等にアンケート調査を行った結果、進学先の学校との引継ぎ、医療機関、相談センター等の関係機関との連携等に活用していることが分かりました。

○進路先から

- ・「児童生徒の実態や効果的な支援の方法について正確な情報を得ることができるようになった。」
- ・「学校での指導・支援の経過や児童生徒の変容の様子がよく理解できた。」
- ・「学校や家庭での目標と支援の方法が、施設等での支援を考える上で参考になった。」

○本人・保護者から

- ・「子どもについて、一から説明しなくとも理解してもらえた。」
- ・「学校と家庭生活の両面を理解してもらえた。」

○関係機関から

- ・「転校、入院等による医療について、有効な情報が得られた。」
- ・「放課後等デイサービス事業所と、目標や支援の方法等について情報共有ができた。」

これらのことから、「個別の教育支援計画」が、学校及び家庭と関係機関の間の支援をつなぐ上で非常に有効であることが分かります。

【参考：「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」について】

(平成30年3月 プロジェクトチーム報告より一部抜粋)

＜プロジェクトの目的＞

教育と福祉の連携については、学校と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等（以下「障害児通所支援事業所等」という。）との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されている。こうした課題を踏まえ、各地方自治体の教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討する。

＜教育と福祉の連携に係る課題＞

- ・ 学校と障害児通所支援事業所等の管轄部署が異なるため、子供に必要な支援情報が双方の現場で共有されにくいことがある。
- ・ 放課後等デイサービスについて、教職員の理解が深まっておらず、小・中学校から放課後等デイサービス事業所への送迎時において、子供の状態などの情報提供をはじめとする学校の協力が得られにくいことがある。
- ・ 学校の制度や校内の体制等について、放課後等デイサービス事業所の理解が進んでいないため、放課後等デイサービス事業所から学校に対し、必要な連携や協力の内容に関する説明が十分になされず、学校側は何を協力したらいいのか分からぬ場合がある。
- ・ 学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れていおらず連携できていない。

本人・保護者の意向等を踏まえつつ、障害児通所支援事業所等と該当児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図る必要がある。

【事例：学校と放課後等デイサービス事業所との連携について（学校からのアプローチを中心に）】

事例1：「放課後等デイサービス事業所の職員の方と気軽に情報交換できる関係を築くため、送迎の時間を利用して積極的に話し掛け、学校での子どもの様子を伝えるように心がけた。また、毎週末には学級通信を事業所に配付した。事業所の職員の方からも、事業所での子どもの様子を伝えていただけるようになった。」

事例2：「放課後等デイサービス事業所から要望があり、学期に一回程度、該当児童生徒のケース会議を開催した。会議では『個別の教育支援計画』を活用し、児童生徒の課題や支援の在り方について情報交換を行った。双方で共通している課題について、支援の方向性を一致させることができた。」

事例3：「『個別の教育支援計画』『個別の指導計画』に基づく指導・支援の実際について知っていただくため、放課後等デイサービス事業所の職員の方を対象とした授業公開を定期的に実施した。より具体的な指導・支援の方法が理解できたと好評だった。また、夏季休業中には、学校の教員が放課後等デイサービス事業所に出向き、子どもの様子を参観する機会を設けた。」

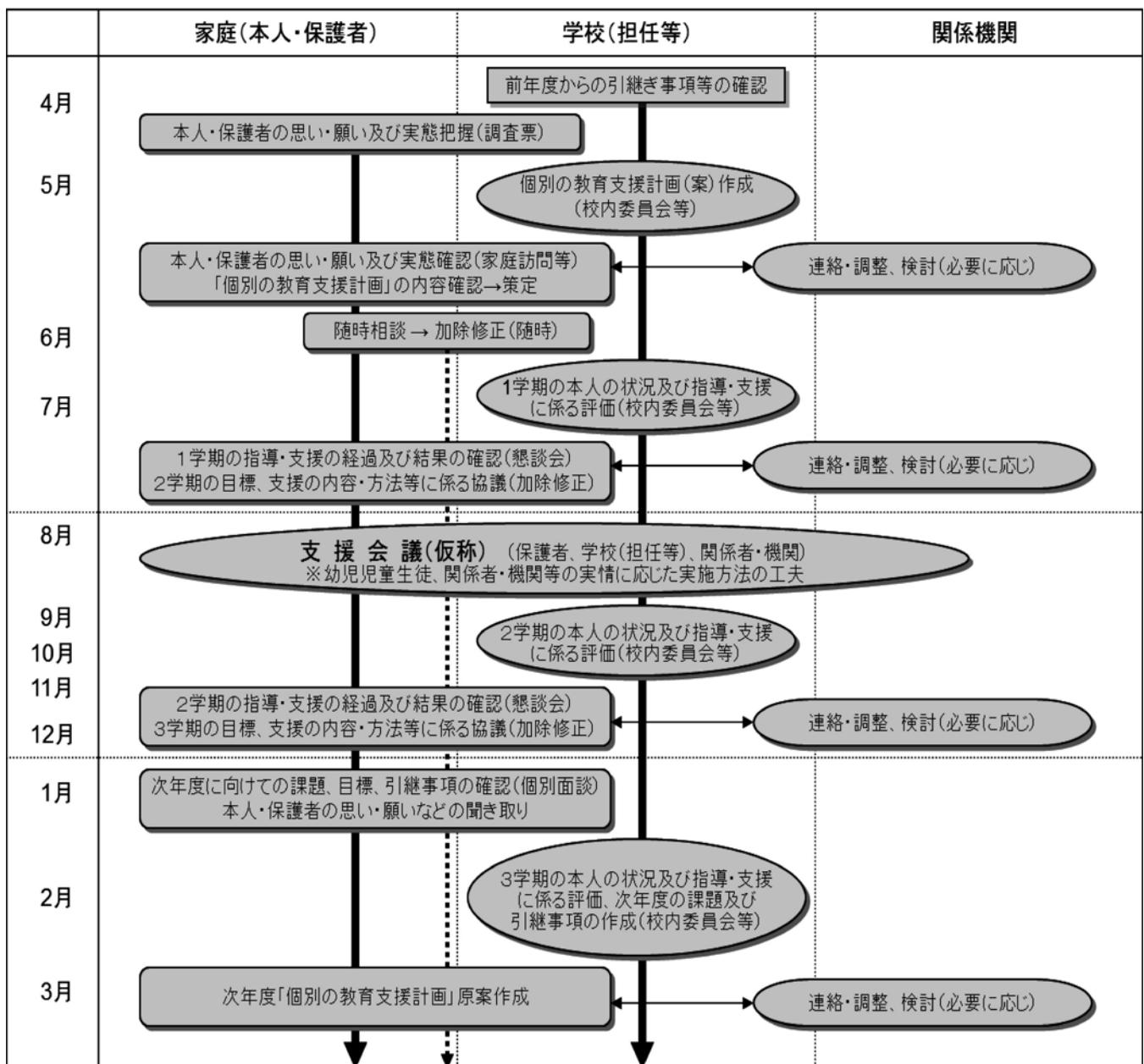


Q3 「個別の教育支援計画」作成・活用の年間の流れは?

「個別の教育支援計画」の作成を進める年間スケジュールの例を下図に示しています。計画の作成に当たっては、各学校で幼児児童生徒の状況や校内体制の実情等に応じた流れを考える必要があります。また、転学等により年度途中での作成が必要となる場合があり、その際も下図を参考として速やかに計画を作成し、対象幼児児童生徒が早期に必要な支援を受けることができるようになります。

これまで述べたように、「個別の教育支援計画」は、担任一人が作成するのではなく、校内委員会等で必要な支援について校内コーディネーターを中心に検討し、状況に応じて校内及び校外の専門家の助言を受けながら作成します。そのため、教職員間で作成の流れを共通理解しておくことが大切です。

なお、図の中に示している「支援会議（仮称）」は、特に関係機関と連携した支援が必要になる場合に行うものです。



Q4 「個別の教育支援計画」を活用した引継ぎは？

「個別の教育支援計画」を進学先、転学先及び進路先等に引き継ぐ場合は、保護者を通して行うことが原則であり、学校からの保護者への説明及び了解を得ることなく、直接引き継ぐことはできません。

したがって、卒業時等に保護者に原本（同意書を含む。）を渡し、学校で「写し」を5年間保存することになりますが、保護者には、そのことを十分説明しておく必要があります。また、学校から進学先等に引き継ぐ場合は、保護者の了解に基づいて実施することになります。

支援や配慮を必要とする児童生徒の進学等においては、学びの連続性を確保するという観点から、「個別の教育支援計画」を活用した、必要な配慮や支援の内容や方法に関する情報の確実な引継ぎが重要です。

以下に「校内コーディネーターガイドブック（平成27年3月、山口県教育委員会）」における「『個別の教育支援計画』を活用した支援の引継ぎ」を掲載していますので参考にしてください。

<以下、「校内コーディネーターガイドブック（平成27年3月、山口県教育委員会）」より抜粋>

各学校において、障害のある児童生徒一人ひとりへの支援を一層充実させるためには、校長のリーダーシップのもと、校内委員会や校内コーディネーターが機能を発揮するための全校体制の構築や、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成・活用、教員の専門性の向上、支援の継続性（連続性）の確保などが求められます。

県内のある中学校では、LD等のある生徒が板書を見やすいよう、チョークは3色だけを使うというルールを決めて、全校で実践しています。

また、県内のある高校には、教科書はノートに視写できるが、板書を視写することに非常に時間がかかるという生徒がいました。この生徒は、縦の眼球運動に困難があり、黒板から机上のノートに視線を動かすことが苦手であったので、横の眼球運動を使ってノートに写せるよう、板書の要点をプリントにして配付することで、学習を保障することができました。

このように、ちょっとした支援をきっかけに、子どもへの見方が変わり、状況が好転したという事例も多くあります。また、逆にこうした支援に対し、周囲の十分な理解が得られない場合には、担任が必要な支援を行うことができなくなる状況に陥ってしまうこともあります。

また、こうした支援は、一人の担任だけが行っても効果的ではありません。学校として組織的に、継続・発展的に行うことにより効果が上がり、学校として保護者の信頼にも応えることができます。

先ほどの板書をノートに視写することに困難のあるLDのある高校生も、小学校で「個別の教育支援計画」が作成され、中学校に支援を引き継ぎ、高校への進学、さらに、引き継がれた支援により、大学へも進学しました。こうした、発達障害を含め、障害のある子どもへの支援の一つひとつが、子どもたちの将来の進路につながりますので、各学校において、継続した支援を実施することが重要です。

1 支援の引継ぎの現状

- 各学校では、支援体制の整備から支援の充実及び引継ぎの段階に入っている。
- 「個別の教育支援計画」による支援の引継ぎが始まっている。

<引継ぎの例>

- 保護者が同席して引継ぎを行う会議の後、入学式の座席、学級編制などの配慮を検討した。
- 進学先で使用する教科書や教材を事前に説明するとともに、教室の事前見学を実施した。
- 当該児童生徒の障害や行動の特性から、パニックを防ぐ工夫を関係教職員で共通理解した。
- 当該児童生徒の障害について、特性の説明や支援方法について全教職員で研修を実施した。
- 地域コーディネーターや校内コーディネーターが、保護者と一緒に進学先の学校に訪問し、「個別の教育支援計画」の作成を支援した。
- 保護者へ進学先に関する情報提供（校内コーディネーターの指名など）を行い、地域コーディネーターや校内コーディネーターと一緒に引継ぎ方法について検討した。
- ◆ 保護者の了解を得ずに引継ぎを行ったことから、保護者の不信感を招き、保護者の協力を得ることが難しくなってしまった。
- ◆ 入学決定後に中学校と高等学校のどちらから連絡すればよいか分からず引継ぎが不十分になった。
- ◆ 誰に引き継いだかの確認が不十分で、「引き継いだ」「受けていない」という行き違いが生じた。

2 支援の引継ぎの課題

- 支援の引継ぎの意義やポイントについての全教職員の理解が必要である。

<引継ぎの意義>

- 新しい学校・社会生活への適応と二次的な障害の予防（周囲の理解と受け入れによる順調な成長）
 - ・支援の継続のための「個別の教育支援計画」の引継ぎは、園や学校の大切な役割である。
 - ・「事前に知っていれば…」ということがないようにすることが大切である。

<引継ぎのポイント>

- 進学先の生活や環境、人的配置などの違いを認識すること。
- 保護者の了解を得て、早めの引継ぎを心がけること（一度の引継ぎでは十分でない場合もある）。
- 引継ぎの時期、内容、方法（いつ、どこで、だれが、どのように）を事前に校内で整理しておくこと。

3 支援の引継ぎの充実に向けて

(1) 引継ぎの内容

- 「個別の教育支援計画」の内容を引き継ぐ（確認する）ことを基本とする。

「個別の教育支援計画」が作成・活用されている状況とは、実態把握のための話し合いや関係者の役割分担が明確にされているということです。また、配慮や支援を要する児童生徒について具体的な指導・支援が実践され、その指導・支援についての評価改善並びに引継ぎが実践されているということにもなり、その学校の相談支援が実効性のあるものとなっていると判断できます。

<その他確認しておくことが望ましいこと>

- 好きなこと、得意なこと、苦手なこと
- 友達とのかかわりや生活リズムの様子（日課や場所、手順等の変更への適応）
- 不安や興奮状態の予防及び解決方法（具体的な声掛けや対応）
- 指示やルールの理解を促す効果的な伝え方
- 自ら援助を求める方法、困ったときの相談相手
- より専門的な支援が必要となった場合の相談先 等

(2) 留意事項

送り出す学校、受け入れる学校の管理職や校内コーディネーターが、校種の違い、児童生徒の状態、保護者の状況などを共通理解しながら、連絡協議会、校長連絡会、校内コーディネーター連絡協議会等の様々な機会を利用して情報交換を行うとともに、保護者も一緒に情報の共有を図る。

- 進学先（転学先）の学校に入学するまでは、保護者の同意を得て「個別の教育支援計画」等の確実な引継ぎを行うなど、送り出す学校が主体的に引継ぎを進めるのが望ましい。
- 「個別の教育支援計画」が作成されていると引継ぎが進めやすい。
- 支援の引継ぎを行う場合、校内コーディネーターが窓口になることが多いため、校内コーディネーターが「個別の教育支援計画」等について理解しておく必要がある。
- 支援の引継ぎに関しては、保護者任せにせず、地域コーディネーターや校内コーディネーターが引継ぎに関する支援を行うことが大切である。
- 保護者だけが、直接、進学先に赴くと、学校が身構えてしまったり、保護者が教育内容について、的確に説明できなかつたりすることもあるので、地域コーディネーターや校内コーディネーターが事前事後の丁寧な連絡調整を行うとよい。
- 引継ぎを行う時期に配慮が必要である。特に、高等学校への進学では、入学者選抜との関連があり、合格決定後の引継ぎが進めやすい。
- 新しい担任が決まってから（担任発表が終わってから）の引継ぎが進めやすい。担任が決まる前に引き継ぐ場合には、誰に引き継いだのかを明確にしておくことが必要である。在籍校は「引継ぎを行った」、進学先の学校は、「引き継がれていない」といった見解に相違が生じた事例もある。
- 保護者は、担任発表等の学校の事情が分からないので、引継ぎの時期について、校内コーディネーターから情報提供することも大切である。
- 進学先に「個別の教育支援計画」を渡しただけでは、十分な支援の引継ぎにならないことがある。支援に関わる関係者間で「個別の教育支援計画」を活用して具体的な支援内容について、確認したり、検討したりすることで効果的な引継ぎとなる。
- 「個別の教育支援計画」を引き継いでも、担任任せだと具体的な支援につながらなかつたり、担任の負担が大きくなったりする場合もあるので、校内コーディネーターや管理職とも相談しながら組織的に取り組むことが大切である。

引継ぎに関しては、引き継ぐ側と引き継がれる側の思いがつながることが大切であり、どのような引継ぎ方をするにしても、関係者への事前事後の報告・連絡・相談など、丁寧な対応が必要です。



Q5 「個別の教育支援計画」の管理は？

「個別の教育支援計画」の管理に当たっては、個人情報の保護の確保とともに、慎重な取扱いが求められます。

学校は、作成した「個別の教育支援計画」の活用と保管に責任をもち、個人情報保護法や各市町の個人情報保護条例などの定めに従って取扱うことになりますので、その内容について、あらかじめ十分認識を深めておく必要があります。

「個別の教育支援計画」は、コンピュータを使用して作成することがほとんどですが、印刷したもの（紙媒体）1部が原本となります。

1 保護者の作成の目的等についての理解及び同意

「個別の教育支援計画」の作成の目的、活用方法、及び保管・引継ぎの方法について保護者に十分説明し、支援に必要な情報を関係機関から収集し、共有することについて理解と同意を得た上で作成することが重要です。

2 保管

保管に当たっては、以下の点に留意します。

- ・保管場所を指定するとともに、最新のもののみを保管すること。
- ・一般文書と分別し、鍵のかかるロッカーや机などで保管すること。
- ・原則として学校外に持ち出さないこと。
- ・管理責任者を明確にし、一括して管理を行い、管理責任者の許可のもとに閲覧等を行うこと。

学校卒業後（特別支援学校においては高等部卒業後、在籍途中の転学等があった場合はその時点から）の写しの保存期間は、指導要録の指導に関する記録と同様に5年間とします。

不要となった「個別の教育支援計画」の文書等は、シュレッダー等により廃棄します。教職員が計画を作成するために収集した個人情報や資料は、その取扱いに慎重を期すとともに、不必要になった場合は、速やかに、適切に廃棄することが重要です。

3 電子データの扱い

「個別の教育支援計画」作成のために電子データを活用する場合は以下の点に留意して取り扱います。

- ・セキュリティ対策を施したコンピュータで取り扱う等、情報が流出しないように万全を期すこと。
- ・電子データについては、各校で決められたメディアに保存し、私用の電子媒体（コンピュータやUSBメモリ、ハードディスク等）には決して保存しないこと。

作成の効率化を図るため、進学先等に電子データを渡す場合も、原本と同様に、保護者を通して渡すことを原則とし、学校から進学先等に渡す際は、保護者の了解に基づき実施することとします。

引継ぎ元の学校は、電子データを渡す際に以下の点に留意します。

- ・電子データにパスワードを設定したCD-R等を手交することを原則とする。
- ・電子データを引継ぎ先に渡した後、引継ぎ元の学校は速やかに電子データを破棄、復元できない状態にするなど、電子データを残さないようにする（写しを1部紙媒体で保存するのみとなる。）。
- ・情報漏えいを防ぐため、電子メールに添付して引継ぎ先に送付することのないよう留意する。

※電子データを引継ぎ先に渡すのは作成時の効率化を図るために、正式な引継ぎは紙媒体で行うこと
に留意する（電子データのみを渡すことはしない）。

4 関係機関等との連携に活用する上での留意点

「個別の教育支援計画」には個人情報が記入されていることから、関係機関等との連携に活用する場合も慎重な取扱いが求められます。また、活用に当たっては、以下に示す点について十分留意するとともに、保護者に説明をし、十分な理解を得る必要があります。

- ・「個別の教育支援計画」を保護者・学校のいずれが使用する場合も、「原本」は使用せず、「写し」を作成して使用する。
- ・「写し」を作成する場合は、事前に保護者に対して関係機関等との連携の目的・内容等について説明をし、同意を得る。
- ・活用後は「写し」を確実に破棄するよう関係者に周知するとともに、破棄したことを確認した上で保護者にそのことを報告する。

「個別の教育支援計画」の個人情報の保護を徹底する一つの方法として、以下のような「使用簿」を作成することも考えられます。

<「写し」の使用簿の例>

No.	作成日	破棄日	使用目的	保護者 サイン	作成者 サイン	破棄者 サイン	備 考
	R 2.○.○	R 2.○.○	福祉施設の利用				

学校内の会議等において、校内の教職員のみで「個別の教育支援計画」を使った事例検討や計画の評価を行ったりするために「写し」を作成する場合は、必ずしも保護者の同意を得る必要はないと考えますが、会議後に「写し」を確実に破棄するなど、本ページに示している内容に十分留意してください。

【参考】「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成 30 年 8 月）

第3 留意事項

5 個別の教育支援計画の保存及び管理

個別の教育支援計画については、記載された個人情報が漏えいしたり、紛失したりすることのないよう、学校内における個人情報の管理の責任者である校長が適切に保存・管理すること。

個別の教育支援計画は、条例や法人の各種規程に基づき適切に保存されるものであるが、指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考とし、5年間保存されることが文書管理上望ましいと考えられること。

Q6 「合理的配慮」の記載は？

平成28年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：『障害者差別解消法』）」の施行により、どの学校においても、障害のある児童生徒に必要な「合理的配慮」を提供することが求められるようになりました。

教育分野における「合理的配慮」の定義

障害のある子どもが、障害のない子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有し行使することを確保するために、

- ・学校の設置者及び学校が行う、必要かつ適当な変更及び調整のこと
- ・障害のある子どもに対し、その状況に応じて、個別に必要とされるもの
- ・学校の設置者及び学校に対して、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

「合理的配慮」の提供に至る一般的なプロセスは以下のとおりです。

- ① 本人・保護者の申出を受けて（※）、校内委員会等の場で、本人の障害の状態等を踏まえつつ、「合理的配慮」の内容や方法について検討する。
- ② 学校として「合理的配慮」の内容や方法を決定する。
- ③ 学校から本人・保護者へ「合理的配慮」の内容や方法を提案し、合意形成を図る。
- ④ 本人・保護者の合意を得た上で、校内委員会や職員会議等の場で、合意した「合理的配慮」の内容や方法について共通理解し、「個別の教育支援計画」に記載する。

※本人・保護者からの申出がない場合も、「合理的配慮」を必要としていることが明白である場合は、自主的な取組に努めることが大切です。

「個別の教育支援計画」への「合理的配慮」の記載に当たっては、該当児童生徒の担当教員だけでなく、学校全体での組織的な実態把握、検討及び共通理解を経て記載する必要があります。

「合理的配慮」の具体的な記載方法については、記入例（P23）を参照してください。

「合理的配慮」の提供に当たっては、リーフレット「学校における『合理的配慮』の提供～とともに『学び』、ともに『輝く』～（令和2年3月、山口県教育委員会）」も参考にしてください。

<参考：学校における「合理的配慮」の観点（3観点11項目）>

①教育内容・方法	①-1 教育内容 ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 ①-1-2 学習内容の変更・調整 ①-2 教育方法 ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 ①-2-2 学習機会や体験の確保 ①-2-3 心理面・健康面の配慮
②支援体制	②-1 専門性のある指導体制の整備 ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 ②-3 災害時等の支援体制の整備
③施設・設備	③-1 校内環境のバリアフリー化 ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

『個別の教育支援計画』



記入上の留意点

「個別の教育支援計画」を作成することが目的ではなく、幼児児童生徒を全校で継続的に支援していくための資料であることに、特に、留意する必要があります。

- ◇ すべての項目を記入する必要はありません。少しでも早く指導・支援の実践につなげていくことが大切です。
 - ・幼児児童生徒に適切な指導や必要な支援を行う上で必要な項目、内容のみ記入します。
 - ・いくつかの項目が空欄となったり、項目によっては一行だけの記入となったりする場合もあります。
 - ・指導及び支援を進めていく中で、随時必要な加除修正を行います。加除修正を行った場合は、その年月日を記入しておきます。
- ◇ 様式1は特別支援学校及び特別支援学級に在籍する幼児児童生徒、様式2は通常の学級に在籍する幼児児童生徒（通級による指導を受けている児童生徒を含む）への作成を想定しています。同意書及び押印欄は様式1、2共通です。
- ◇ 担任の負担が大きくならないように、校内コーディネーター等が調整し、役割分担や意見交換をしながら、複数の教員で作成していくことが大切です。

特別支援学校
特別支援学級

【作成する書類】

- ・様式1
- ・別紙1 「学校等への引継ぎ事項」
- ・別紙2 「関係機関等の連携支援体制」
- ・別紙3 「事業所・福祉施設等への引継ぎ事項等」

通常の学級
(通級指導対象含む)

【作成する書類】

- ・様式2
- 別紙1～3の内容を様式2の中に集約して記載するようになっています。
幼児児童生徒の状況によっては、別紙1～3を別葉として作成しても構いません。

同意書について

「個別の教育支援計画」の作成に当たっては、保護者に作成の趣旨を説明し、「個別の教育支援計画」の取扱いには、十分に注意してください。個人情報については守秘義務を果たすと同時に、作成に当たっては保護者の同意を得るとともに、本人・保護者と協力して作成していくことが大切です。

心理検査や専門家への相談を実施する時は、必ず保護者の同意を得て行い、結果については保護者に報告します。

作成の手順

1 「個別の教育支援計画」の作成日・評価日及び押印について

(1) 学年等

就学前に作成する場合は、年齢を記入します。

(2) 作成日

その年度の目標や主な支援の手立て等を記載し、校内で確認の上、保護者と記載内容について共通理解をした日を作成日とします。計画に基づいた指導・支援をスムーズに開始するため、できるだけ早期に保護者と共通理解をするようにしてください。

(3) 評価日

設定した目標や主な支援の手立て等に基づいて行った指導・支援の状況や幼児児童生徒の変容の様子等について保護者と確認した日を評価日とします。

(4) 押印

作成と評価それぞれについて押印をするようにします。保護者の押印をすぐに求めることが難しい場合は、保護者と確認した旨を欄内に記入し、可能な時期に押印してもらうようにします。

学校と保護者の合意に基づいて作成すること、多くの個人情報を記載することから、P19～P20の様式に学校と保護者双方が押印をすることとしています。

2 生育歴・家族の状況・身体の状況

指導や支援のために最小限必要と考えられる事柄を記入します。乳幼児期の様子（出生時の状況、始語・始歩の時期等）や行動の特徴は、本人の実情を理解する上で重要な資料となる場合があります。

また、学校（園）名や学級名、入学年（必要に応じて卒業年等）等も記入します。

保護者の了解を得た上で、分かる範囲で記入してください。

3 心理的・医学的な立場等からの意見や支援

医師の診断等を受けている場合には、その所見や投薬等があれば内容を記入します。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学や教育学の専門家等の所見があれば、これまでに受けた支援の内容について記入します。

4 療育・相談歴・心理検査等

これまでに医療機関、福祉機関等で受けてきた療育や相談があれば、機関名と年月日を記入します。

また、心理検査等を受けていれば、実施機関名、検査結果の概要、実施年月日等を記入します。

様式2を使用する場合は、本項目の内容があれば「心理的・医学的な立場等からの意見や支援」の欄に記載します。

5 幼児児童生徒の実態

まず支援開始時（校内委員会で協議した等）の様子を記入し、実態に変容があった時など、必要に応じて追記、修正等を行います（文末に、追記や修正等を行った期日を記載）。年度途中での追記、修正等は朱書きや見え消し等で行い、次年度の作成時や進学時に内容を整理・集約して見やすくなるようにします。また、記載量が多くなり過ぎないように、内容を精選します。

前担任、生徒指導主任、養護教諭、特別支援学級担当者等の意見も参考にするとともに、複数の教員で実態を把握することが大切です。

6 幼稚園・保育所等での様子

幼児期の集団での様子や他の子どもとのかかわりの様子が分かれば、記入します。

幼稚園や保育所でどのように過ごしてきたかは、子どもの成長に大きな影響を与えており、現在の実態を知る上で重要です。可能な範囲で無理のないように聞き取ります。

7 その他の機関からの意見や支援

児童相談所、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所、他校の教員、地域コーディネーター等の所見があれば記入します。

8 保護者の願い、幼児児童生徒の願い

保護者が当該幼児児童生徒の将来についてどのような願いをもっているのか十分に聞き取り、記入します。また、幼児児童生徒と話し合う中で、本人の希望を可能な範囲で聞き取り、記入します。

長期目標や重点目標、適切な指導や必要な支援を考える際に、本人・保護者の意向を踏まえることは大変重要です。

9 進路や就職等に関する希望等

作成時点での将来に対する保護者や本人の希望や見通しを記入します。幼児期であれば就学先についての希望となる場合があります。中学校（中学部）や高校（高等部）では進学、就職等に関する希望が記入される場合もあります。

小学校（小学部）から中学校（中学部）への進学等の節目ごとに見直された時点で追記します。

10 その他参考となる事項

放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所等の利用状況、交流及び共同学習（居住地校交流等）の実施状況等、参考となる事項があれば記入します。

11 長期目標

本様式では、小学校（小学部）の下学年（1～3年）、小学校（小学部）の上学期（4～6年）、中学校（中学部）、高等学校（高等部）に分けて、目標を設定するよう示しています。

学習面、社会性、コミュニケーション、基本的生活習慣、自己コントロールなど、幼児児童生徒の実態に応じて、長期目標を決定します。その際、本人や保護者の願いも踏まえて考えることも大切です。

12 重点目標

当該幼児児童生徒がその学年の間（1年間）に達成してほしい目標を設定します。長期目標に照らし、この1年間でどこまでできるようになってほしいかという視点で設定します。

13 主な支援の内容・方法等

重点目標を達成するために行う主な支援の方法や指導内容等を記入します。これを基に、詳しく内容や方法を具体化させたものが、「個別の指導計画」です。

14 評価

評価は、幼児児童生徒の変容に照らして、重点目標や主な支援の方法や内容について見直すものです。主観的にならないように、できるだけ客観的な事実をもとに評価してください。

15 特に留意する事項

本人や保護者と合意形成を図った上で、学校、学年全体で提供することを決定した合理的配慮の内容を記入し、その観点の記号を（ ）の中に記入します。合理的配慮の内容が主な支援の内容・方法等と重なる場合も、特に留意する事項等の欄に記入します。

また、小学校（小学部）下学期から上学期へ引き継ぐ際や、中学校（中学部）、高等学校（高等部）への移行に向けて特別な留意点があれば、記入します。

16 引継事項

小学校（小学部）から中学校（中学部）へ、中学校（中学部）から高等学校（高等部）等への進学は、児童生徒にとって大きな環境の変化であり、児童生徒の戸惑いも大きいものです。「個別の教育支援計画」を活用した引継ぎは、切れ目のない支援を行っていく上で非常に重要となります。

進学時には必ず保護者と、必要となる支援の内容を確認した後、進学先としっかりと話し合うことが必要です。

同 意 書

○○立○○○学校・園長様

氏名は記入しません。

今後の支援をしていくために必要な情報を関係機関から収集し共有するために、個別の教育支援計画を作成することに同意します。

初めて個別の教育支援計画を作成する際には、保護者に作成の趣旨や、学校卒業後までを見通して作成するものであることを説明し、同意を得てから作成します。また、進学や転校の際は、同意書及び押印欄も次の学校・園等に引継ぎます。(原則として、進学や転校の際に改めて同意書を作成する必要はありません。)

令和 年 月 日

保護者氏名 印

幼児児童生徒氏名

(連絡先)

個別の教育支援計画について

- 「個別の教育支援計画」は、お子さんを乳幼児期から学校卒業後までを見通して、教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携して支援していくため作成するものです。
- 家庭、学校及び関係機関が連携をしてお子さんの支援を行うために情報を共有しようとするものですので、保護者の同意が得られた内容のみを記入します。
- 記載内容は個人情報ですので、お子さんの支援のために利用し、それ以外の目的に使用することはなく、情報の管理等その取扱いには慎重を期します。

「個別の教育支援計画」

幼児児童生徒氏名

学年等	歳		歳		歳		歳	
	作成日	評価日	作成日	評価日	作成日	評価日	作成日	評価日
作成・評価日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
保護者印								
園長・校長印								
作成者印			作成日及び評価日の記載、押印について P16を参照してください。					

学年等	小1年		小2年		小3年	
	作成日	評価日	作成日	評価日	作成日	評価日
作成・評価日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
保護者印						
校長印						
作成者印						

学年等	小4年		小5年		小6年	
	作成日	評価日	作成日	評価日	作成日	評価日
作成・評価日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
保護者印						
校長印						
作成者印						

学年等 作成・評価日	中1年		中2年		中3年	
	作成日	評価日	作成日	評価日	作成日	評価日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
保護者印						
校長印						
作成者印						

学年等 作成・評価日	年		年		年	
	作成日	評価日	作成日	評価日	作成日	評価日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
保護者印						
校長印						
作成者印						

学年等 作成・評価日	年		年		年	
	作成日	評価日	作成日	評価日	作成日	評価日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
保護者印						
校長印						
作成者印						

【様式1：特別支援学校、特別支援学級用】

個別の教育支援計画

(ふりがな) 氏名	○ ○ ○ ○ ○	性別	○	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
--------------	-----------	----	---	------	-------------

生育歴 家族の状況 身体の状況	<p>【記入内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生育歴（出生時の様子、乳幼児期の様子や行動の特徴、疾病歴等） ・家族の状況（家族構成等）　・身体の状況（病気、障害等） <p>※ 指導及び支援に必要となる事項について、保護者の了解を得て、分かる範囲で記入します。</p> <p>【記入例】</p> <p>(生育歴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出生時…在胎10ヶ月、体重2,000g、出生時仮死状態 ・平成〇〇年〇〇月〇〇市立〇〇幼稚園入園 平成〇〇年〇〇月〇〇市立〇〇小学校入学（知的障害特別支援学級） 平成〇〇年〇〇月山口県立〇〇総合支援学校中学部入学 <p>(家族の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族構成…父、母、姉、祖母 <p>(身体の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・右半身に麻痺があり、移動の際は介助が必要となる。 ・体温調整が困難であり、水分補給に留意する必要がある。 ・重度難聴であるが、発音は明瞭である。
心理的・医学的な立場等からの意見や支援	<p>【記入内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士等の心理の専門家の所見及びこれまでに受けた支援 ・医師の診断を受けている場合は、その所見や投薬等 <p>【記入例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇病院〇〇医師から「〇〇〇」の診断（H〇.〇.〇） 発作が継続的に起こることがあり、発作時は座薬使用 毎日朝食後と夕食後に〇〇〇〇〇〇を服用（H〇.〇～） ・臨床心理士〇〇（R〇.〇.〇） 不適切な言動に対しては、分かりやすく丁寧な説明や指導を行うことが大切
療育・相談歴 心理検査等	<p>【記入内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、福祉機関等での療育・相談歴（機関名、年月日） ・心理検査の結果の概要と実施年月日 <p>※ 医師の診断や意見は「心理的・医学的な立場からの意見や支援」に記載。</p> <p>【記入例】</p> <p>(療育・相談歴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月検診で〇〇〇の診断を受け、〇〇病院に通院開始 ・〇〇病院受診後に児童相談所に相談し、療育手帳Bを取得 ・〇年生から〇年生まで、〇〇病院にて言語訓練 <p>(心理検査等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WISC-IV(FSIQ〇、VCI〇、PRI〇、WMI〇、PSI〇) (H〇.〇.〇〇〇にて実施)
幼児児童生徒の実態 (最終更新日) R〇.〇.〇 ・担任の気付き ・養護教諭より ・他の教職員より	<p>【記入内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活の状況　・学習の状況 <p>※ まず支援開始時（校内委員会で協議した等）の様子を記入し、実態に変容があった時など、必要に応じて追記、修正等を行います（文末に、追記、修正等を行った期日を記載）。</p> <p>※ 年度途中での追記、修正等は朱書きや見え消し等で行い、次年度の作成時や進学時に内容を整理・集約して見やすくなるようにします。</p> <p>※ 記載量が多くなり過ぎないように、内容を精選します。（必要に応じて保護者と確認する。）</p> <p>※ 前担任、生徒指導主任、養護教諭、特別支援学級担当者等の意見も参考にするとともに、複数の教員で実態を把握することが大切です。</p>

	<p>【記入例】 (生活の状況) • 宿題や教科書を忘れることが多く、その都度確認が必要である。 • 遊びのルールの理解について支援が必要だが、友達と楽しく遊ぶことができる。 (学習の状況) • 筆算では桁取りの補助線を入れると桁を間違えずに計算できる。 • 指を使えば簡単な足し算、引き算の計算ができる。(R○.○.○ 一部削除) • 数学の授業では、補助教員による学習支援をR○.○より開始し、授業中の離席がなくなった。(R○.○.○追記)</p>
幼稚園・保育所等での様子	<p>【記入内容】 • 集団生活全般の様子 • 他の子どもとのかかわりの様子 ※ 分かる範囲で、幼稚園、保育所及び保護者等から聞き取ります。 ※ 有効であった支援内容（学校に引き継ぐべき内容）や学校生活で想定される留意事項等は「就学に向けての引継ぎ事項・留意点等」の欄に記入します。</p> <p>【記入例】 • じっとしていることが苦手だが、昆虫図鑑をじっと見ているなど、興味のあることには集中できる。 • 注意を引くものがあると、急に園庭に出ていくこともある。 • ブランコや砂場で一人で遊ぶことが好きで、自分から友達を誘うことは少ないが誘われると一緒に遊ぶことができる。</p>
その他の機関からの意見や支援	<p>【記入内容】 • 児童相談所、放課後等デイサービス、相談支援事業所、地域コーディネーター、他校の教員等の所見 • 通級指導教室等での指導の状況</p> <p>【記入例】 • ○○児童相談所 (H○.○.○) 軽度の知的障害。学習意欲があり本児に沿った課題を設定して達成感を味わわせ、意欲を維持することが大切 • R○.○から○○小通級指導教室で、週○時間、構音に関する指導を継続</p>
保護者の願い 幼児児童生徒の願い	<p>【記入内容】 • 保護者の該当幼児児童生徒についての願い（学習面、社会性、コミュニケーション、健康、地域での生活等） • 本人の願い ※ 可能な範囲で聞き取り、記入します。</p> <p>【記入例】 • 将来は一人暮らしがしたい（本人）。 • 算数科、特に計算に興味をもち、得意としているので、もっと伸ばしてほしい。 • 社会のルールやマナーを身に付け、社会的に自立してほしい。(H○.○.○) • 将来も地域の中で友達とかかわりながら生活させたい。(H○.○.○)</p>
進路や就職等に関する希望等	<p>【記入内容】 • 作成時点での将来に対する保護者や本人の希望や見通し（就学先、進学及び就職等についての希望） ※ 進学等の節目ごとに見直し、追加記入をします。</p> <p>【記入例】 • 本人のよきを伸ばし、それが職業につながっていくようにしたい。 • 卒業後は、通所施設「○○○○」の利用を考えている。(R○.○.○)</p>
その他参考となる事項	<p>※支援をする上で、参考となる事項があれば記入します。</p> <p>【記入例】 • ○年生～○年生 ○○福祉施設利用 • ○年生～ ○○小学校と居住地校交流を実施</p>

就学に向けての引継ぎ事項・留意点等	
※ 校内の事例研究等では、表題「就学に向けての引継ぎ事項・留意点」を「幼児児童生徒の実態等」と変更し、前2ページの集約版として簡易に作成して使用することも可能です。	
【記入例】	
<ul style="list-style-type: none"> 新しい環境に慣れるまでに時間がかかり、情緒が不安定になることもあるので、本人の状態に合わせて学校生活が無理なく送れるように留意する必要がある。 幼稚園で友達とかかわることで様々な成長が見られた。小学校でも交流学習や学校行事等の中での友達とのかかわりを大切にしてほしい。 順番を守るなどの集団のルールや約束が少しずつ守れるようになってきており、具体的な場面をとらえて引き続き指導する必要がある。 	<p>学習面、社会性、コミュニケーション、基本的な生活習慣、自己コントロールなど、幼児児童生徒の実態に応じ、長期的な見通しをもって作成します。</p>

長期目標	【記入例】
	<ul style="list-style-type: none"> 読み書きや計算に関する興味関心を高めるとともに、学校生活や社会生活に生かすための基礎的な力を身に付ける。 友達や教師との交流や集団活動を通して、他者とかかわろうとする意欲を高めるとともに、社会的スキルの基礎を身に付ける。

	重点目標	主な支援の内容・方法等	評価
小1年	長期目標に照らして、その学年の間(1年間)で達成をめざす目標を具体的に設定します。	重点目標を達成するために行う支援の方法や指導内容等を具体的に記入します。	幼児児童生徒の変容に照らして、重点目標や主な支援の方法や内容について見直すものです。主観的にならないように、できるだけ客観的な事実を基に評価することが大切です。
小2年	<ul style="list-style-type: none"> 自分で教科書を読んだり、平仮名を書いたりすることができる。 相手や場に応じた言葉遣いができる。 友達と学習や遊びを通して仲良くかかわることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 到達可能な課題を提示したり課題達成時のシール等を利用したりする。 必要に応じて補助具やＩＣＴ機器を活用する。 日常生活の場面を取り上げたロールプレイ等を行う。 教師や友達と交流を深めたり、集団行動のルールを学んだりするため、交流授業や学校行事の事前指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> シールが増えることを楽しみにし、進んで読み書きに取り組んだ。読む力が付いてきたこともあり自分で本を読んだり、読み聞かせを要求したりするが増えてきた。 タブレット端末の音声教材やアプリの導入は、自分で読み書きの学習をしようとする意欲の向上につながり、有効だった。 場に応じた言葉遣いを生活場面の中で具体的に指導している。今後も継続的な指導が必要である。 運動会、学習発表会等の学校行事では、友達とのかかわりと楽しみ、自分から友達に声をかける様子も見られるようになった。
小3年			本人・保護者からの申出がなく、校内での検討においても合理的配慮の提供の必要性がないと判断される場合など、記載しないこともあります。

特に留意する事項（合理的配慮）等	
※ 本人・保護者と合意形成した合理的配慮の内容、関係機関等との連携、指導方法等についての特記事項、健康上の配慮事項等を記入します。	合理的配慮の内容と観点の記号を()の中に記入します（「Q&AJP14参照」）。その後、隨時見直した内容を追記（「→」）します。
【記入例】	
<p>〈特に留意する事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者の承諾を得て、○○病院の担当者（○○）と○月○日に学校で指導上の配慮事項について相談した。その際、以後も隨時相談することを確認した。 毎日○時、○時に薬を服用。発作が起こった場合は、すぐに保護者と連絡をとること。 <p>〈合理的配慮〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 教科書やテストにルビをふること（①→②）（H○.○） →国語の教科書のみにルビをふること（H○.○）進学時に本人からの申出があり検討の結果変更 	

【様式2：通常の学級用（通級による指導を含む）】

個別の教育支援計画

(ふりがな) 氏名	○ ○ ○ ○ ○	性別	○	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
--------------	-----------	----	---	------	-------------

*各項目の記載上の留意事項はP16～P17及び様式1における留意事項を参照してください。

生育歴 家庭の状況 身体の状況	<p>【記入内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生育歴（出生時の様子、乳幼児期の様子や行動の特徴、疾病歴、学校・園の在籍状況等） ・家族の状況（家族構成等）　・身体の状況（病気、障害等） <p>【記入例】</p> <p>（生育歴）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出生時…在胎10ヶ月、体重2,500g ・平成〇〇年〇〇月　〇〇保育所入所 平成〇〇年〇〇月　〇〇市立〇〇小学校（通常の学級）入学 平成〇〇年〇〇月　〇〇市立〇〇小学校通級指導教室において通級による指導を開始 令和〇〇年〇〇月　〇〇市立〇〇中学校 〇〇市立〇〇中学校通級指導教室において通級による指導を開始 <p>（家族の状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族構成…母、弟
児童生徒の実態 ・担任の気づき ・養護教諭より ・他の教職員より	<p>【記入内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活の状況　・学習の状況 <p>【記入例】</p> <p>（生活の状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・興味・関心の高い内容は集中して取り組むことができる。 ・見通しがもてない時や初めて経験する時、集団での活動において思い通りにいかない時などに心理的に不安定になり、立ち歩いて他の生徒の所へ話しに行ったり教室外に出て行ったりすることがある。 <p>（学習の状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手指の不器用さがあるため、書字が乱雑になりやすく、板書をノートに書き写すのに時間がかかる。
心理的・医学的立場等からの意見 (診断・心理検査の結果含む)	<p>【記入内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士等の心理の専門家の所見及びこれまでに受けた支援 ・医師の診断を受けている場合は、その所見や投薬等 ・医療機関、福祉機関等での療育・相談歴（機関名、年月日） ・心理検査の結果の概要と実施年月日 <p>【記入例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇病院〇〇医師からADHDの診断（H〇.〇.〇） ・スクールカウンセラーとの面談（H〇.〇）（R〇.〇） ・WISC-IV(FSIQ〇、VCI〇、PRI〇、WMI〇、PSI〇)（H〇.〇.〇〇〇にて実施）
本人・保護者の願い	<p>【記入内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の該当児童生徒についての願い（学習面、社会性、コミュニケーション、健康、地域での生活等） ・本人の願い <p>【記入例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校の普通科に進学し、大学に行きたい。（本人） ・同学年の生徒との良好な人間関係を築いてほしい。 ・落ち着いた生活を送ってほしい。（R〇.〇.〇）
その他参考となる事項	<p>【記入内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、指導・支援をする上で参考となる事項 <p>【記入例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇小学校において、小3から小6まで居住地校交流を実施

長期目標	・心理的に不安定になりそうな際の対処方法を身に付けるとともに、見通しをもって落ち着いた学校生活を送ることができる。
------	---

	重点目標	主な支援の内容・方法等	評価
中1年	<ul style="list-style-type: none"> ・心理的に不安定になった時に、短時間で気持ちを切り替えることができる。 ・授業や行事の流れを把握して行動することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クールダウン等ができる場所や、気持ちを切り替えるための方策を本人と相談して決めておく。 ・ワークシートの準備等により取組内容を明確にしたり、授業の流れをある程度一定にしたりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭等に話を聞いてもらうことで落ち着きを取り戻すことが増えた。通級による指導の中で不安定になる要因等の自己理解を深めており、今後も継続した指導が必要である。 ・興味・関心の高い教科では、ワークシートの準備やグループワークの導入により主体的に取り組む姿が見られた。
中2年			
中3年			

記入のポイント等はP23の吹き出し部分を参照してください。

特に留意する事項（合理的配慮）等	
【記入例】 <合理的配慮> 本来の学習内容に集中できるよう、ノートテイクについては、従来の書き写す方法に加え、状況に応じてタブレット端末で板書を撮影する方法を選択できるようにする。(①-2-1)(R○.○) →本人及び保護者より申出があり、校内委員会で検討の上決定。職員会議で全教職員に周知徹底し、合理的配慮の内容について共通理解を図った。	

○学校への引継ぎ事項		
記入年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
記入者氏名	○ ○ ○ ○	□保護者に引継ぎ事項について説明し、同意を得ました。
引継先担当者氏名	○ ○ ○ ○	
※記入する内容は幼児児童生徒の実情を踏まえた上で精選しますが、内容が多くなる場合は項目を設定して記載することも考えられます。		
【記入例】 ・情緒的な安定を図るため、校内において信頼できる相談相手が必要である。 ・ノートテイクに関する合理的配慮の内容については、進学先の学習環境や本人の変容等を踏まえ、入学後に再度検討することが望ましい。		

利用している関係機関（機関名、利用内容、連絡先等）
【記入例】 ・放課後等デイサービス事業所「〇〇〇〇」（週3回利用、TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇）

(別紙1)

○学校(○学部)への引継ぎ事項		引継ぎの際には氏名を記入し(押印不要)、該当箇所にチェックします。
記入年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者に引継ぎ事項について説明し、同意を得ました。
記入者氏名	○ ○ ○ ○	
引継ぎ先担当者氏名	○ ○ ○ ○	

※ 繼続して支援していくためのポイントを伝え、進学先としっかり話し合うことが必要です。
幼児児童生徒の実情に応じて記入します。(項目ごとに記入すると読みやすくなります。ここに示す項目は例示であり、記入例のとおりに項目を設定する必要はありません。)。

【記入例】

(学習面についての支援)

- ・達成可能な課題を設定し、達成時にシールを貼って称賛したり、複数の課題から本児自身が選択して取り組めるようにしたりする方法が、学習に対する動機付けを高める上で効果的だった。
- ・ドリル学習を繰り返すことで、〇年生までの新出漢字はほぼ習得でき、自分から物語を読むようになった。思ったことや考えたことを文章に書くことには苦手意識がある。
- ・昆虫の観察が大好きで、知識も豊富である。学級新聞で昆虫の不思議な生態を紹介し、周囲の子どもから称賛され、大きな自信になった。
- ・個別に対応する時間を計画的に確保し、本児に合ったペースで学習することで、精神的にリラックスすることができ、また、「できた」という体験の積み重ねが、学習意欲の向上につながった。

(行動面についての支援)

- ・まだ特定の友達とのかかわりではあるが、仲間意識が見られるようになり、集団で活動することができるようになってきた。今後も現在の友人関係をもとに、より多くの友達へとかかわりを広げることで、社会性の伸長につなげたい。
- ・学校行事等で、多くの児童と活動する際には、情緒が不安定になることもあるが、参加する内容や時間を工夫することで、周囲の児童の理解や他の教師の協力を得て、参加できるようになってきている。集団への適応に向け、今後も組織的、継続的な支援が必要である。
- ・生活場面の中で、状況に応じた適切な言動の仕方等を具体的に示し、実践することで、友達とのトラブルが著しく減り、情緒が安定してきた。

(健康面についての支援)

- ・〇〇の発作は、〇年生以降はほとんどなく、薬を昼食後服用しているが、それ以外、日常の対応は必要ない。ただし、緊急時の連絡先や関係医療機関を確認しておく必要がある。
- ・〇〇病の関係で、水分補給に留意する必要がある。午前中の業間時間、昼食時等に、必ず決まった量の水分を補給する。

(家庭との連携についての支援)

- ・学校で学習したことを家庭でも確認し、保護者が学習成果を称賛することが、「できる」という自信を深めることにつながり効果的だったので、今後も継続した家庭への支援が望まれる。

(関係機関との連携についての支援)

- ・保護者の理解と協力を得て、〇〇病院での作業療法の様子を見学することができた。本児の課題を理解するとともに、学校での自立活動等の指導目標の設定や指導方法・内容を考える上で大変参考になった。

(その他の支援)

- ・中学校卒業後は、特別支援学校高等部への進学を本人、保護者が希望しており、保護者と担任が、R〇〇〇に〇〇特別支援学校を見学した。

(別紙2)

関係機関等の連携支援体制

(幼児児童生徒氏名) ○ ○ ○ ○ ○ 男・女 (学年) 部 ○ 年

〒○○○-○○○○

(住所) ○○○市○○○町○○番地○○号 Tel ○○○-○○○-○○○○

○○立○○○○学校

(学校) ○○○市○○○町○○番地○○号 Tel ○○○-○○○-○○○○

【福祉】

- ※ かかわりのある市町の福祉課等の担当者
- ※ 使用している療育施設、福祉施設と担当者等

【医療】

- ※ かかりつけの医療機関、主治医等
- 病院○○○○
Tel ○○○-○○○-○○○○
担当 ○ ○ ○ ○ ○

【地域】

- ※ 民生委員 等

【労働】

- ※ 進路に関して相談しているハローワーク等と担当者 等

【その他】

- ※ かかわりのある児童相談所、市町教育委員会と担当者等
- ※ 日頃かかわりのある別居の祖父母、前籍校、出身校の教員等
- ※ かかわりのある相談機関（ふれあい教育センター等）と担当者

(別紙3)

事業所・福祉施設等への引継ぎ事項等

作成者()

氏名	○ ○ ○ ○	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
住所	〒〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇市〇〇〇町〇〇番地〇〇号 Tel (〇〇〇) 〇〇〇 〇〇〇〇	手帳の種類	〇〇手帳〇 (R〇.〇まで有効)
		保護者氏名	○ ○ ○ ○

【卒業後の関係機関等への引継ぎ事項】

関係機関先	(進路先、市役所、福祉関係、相談支援事業所、卒業学校等の担当者、主治医等について)
将来の生活について	(本人の希望・要望)
引継ぎ事項	(本人の実態、合理的配慮、進路先、家庭生活、余暇等に係る支援内容等)

別紙3の活用目的は、進路先を含む高等部卒業後の関係機関等と情報を共有し、切れ目のない支援体制を構築することです。上記記載の内容について、関係者間で適切に連携を図りながら、本人、保護者の支援を継続していくことをめざします。その主旨を十分に踏まえ、作成・活用をお願いします。なお、必要に応じて在学中に作成された身上書等を添付する等して、関係機関等に生徒の詳細について情報を提供することも考えられます。

記入例1 就労先への引継ぎ

(別紙3)

事業所・福祉施設等への引継ぎ事項等

作成者()

氏名	○ ○ ○ ○	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇市〇〇〇町〇〇番地〇〇号 Tel (〇〇〇)-〇〇〇-〇〇〇〇	手帳の種類	精神障害者保健福祉手帳〇級 (R〇.〇まで有効)
		保護者氏名	○ ○ ○ ○

【卒業後の関係機関等への引継ぎ事項】

関係機関先	<p>(進路先、市役所、福祉関係、相談支援事業所、卒業学校等の担当者又は主治医等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【(株) ●●●●】 Tel (〇〇〇)-〇〇〇-〇〇〇〇 担当者 〇〇〇〇 ※ ・【障害者就業・生活支援センター ●●●●】 Tel (〇〇〇)-〇〇〇-〇〇〇〇 担当者 〇〇〇〇 ・【●●●●医院】 Tel (〇〇〇)-〇〇〇-〇〇〇〇 主治医 〇〇〇〇 ・【●●●総合支援学校】 Tel (〇〇〇)-〇〇〇-〇〇〇〇 進路担当 〇〇〇〇 <p>※卒業後の支援の中心となる方がいれば、下線を引く。</p>
将来の生活について	<p>(本人の希望・要望)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職後は、家を出て、寮、グループホーム、アパート等で自立した生活をしたい。 ・休日に友人と過ごす時間を作るなど、余暇を有効に活用したい。
引継ぎ事項 ※	<p>(本人の実態、合理的配慮、進路先、家庭生活、余暇等に係る支援内容等)</p> <p>○健康・体調面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生理時期に、極度の体調不良となり、休養を要することがある。 <p>○コミュニケーション面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吃音があるが、焦らずに応答を待つことで、適切に意思交換ができる。 ・声をかけるときは、適切な声量で名前を呼ぶことで、落ち着いて会話が始められる。 <p>○就労上の共有内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事に係る直接の上司又は担当者が異動等で変わる際に、本人の実態について引継ぎを行うようにする。 ・通勤電車の時間の都合上、9時までに出勤するようとする。 ・休憩時間に好きな漫画等を読んで過ごすことで、休憩後の仕事に落ち着いて取り組めるようとする。 ・新たな業務を行う際は、段階を踏みながら一つずつ丁寧に確認しながら伝えることで、適切に理解して行えるようになる。 ・仕事に係る本人の困難さが見られる場合は【障害者就業・生活支援センター ●●●●】等と連携し、改善を図る。 <p>○家庭、余暇生活</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母親との関係が良好で、休日は買い物をするなどしてリフレッシュをしている。 ・調理が好きで、家族に料理を振る舞うこともしばしばある。 ・就労後の生活が安定すれば、家庭生活面での自立を視野に【障害者就業・生活支援センター ●●●●】の〇〇と相談しながら今後の生活について検討する。 <p>※卒業時に特に必要な引継ぎ事項について、記載する。なお、記載内容については、生徒の状況に合わせて作成者が項目を設定する。</p>

記入例2 福祉施設先への引継ぎ

(別紙3)

事業所・福祉施設等への引継ぎ事項等

作成者()

氏名	○ ○ ○ ○	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
住所	〒〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇市〇〇〇町〇〇番地〇〇号 Tel (〇〇〇) 〇〇〇 〇〇〇〇	手帳の種類	療育手帳〇 (R〇.〇まで有効)
		保護者氏名	○ ○ ○ ○

【卒業後の関係機関等への引継ぎ事項】

関係機関先	(進路先、市役所、福祉関係、相談支援事業所、卒業学校等の担当者又は主治医等) <ul style="list-style-type: none"> ・【●●● (就労継続B型)】 Tel (〇〇〇)-〇〇〇-〇〇〇〇 担当者 ○〇〇〇 ※ ・【相談支援事業所●●●●】 Tel (〇〇〇)-〇〇〇-〇〇〇〇 担当者 ○〇〇〇 ※ ・【●●●●病院】 Tel (〇〇〇)-〇〇〇-〇〇〇〇 主治医 ○〇〇〇 ・【●●総合支援学校】 Tel (〇〇〇)-〇〇〇-〇〇〇〇 進路担当 ○〇〇〇 <p style="text-align: right;">※卒業後の支援の中心となる方がいれば、下線を引く。</p>
将来の生活について	(本人の希望・要望) <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業所や、一般就労もめざしたい。 ・お金を貯めて、車を買いたい。自動車免許を取得したい。 ・グループホームで生活したい。
引継ぎ事項 ※	(本人の実態、合理的配慮、進路先、家庭生活、余暇等に係る支援内容等) <ul style="list-style-type: none"> ○家庭生活 <ul style="list-style-type: none"> ・休日にゲーム等を夜通し行っていることが多く、昼夜が逆転することがある。 ○コミュニケーション・対人関係 <ul style="list-style-type: none"> ・同級生とトラブルになった時には、落ち着いた状態時に文字やイラストなど視覚的に提示しながら説明すると、状況理解ができる。 ・気持ちが落ち着かない時に、言葉遣いが不適切になることがある。一度別の場所で水分補給や深呼吸する等の休憩をとったり、少し話を聞いたりすることで、徐々に落ち着くことができる。 ○長所・得意 <ul style="list-style-type: none"> ・体力、作業スピード、作業能力が高い。 ・緻密さが求められる作業よりも、立ち作業等で体を動かしながら行う作業の方が得意である。 ・返事挨拶等適切に行え、接客等も可能である。 ○本人の希望・要望への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・本人の就労状況を見て、本人が希望する就労移行支援事業所等の利用を行う場合は、事業所担当者の〇〇と相談しながら検討する。 ・運転免許取得に係る助成等の情報、その他の余暇支援や福祉サービス等の情報について、相談支援事業所の担当者の〇〇や市役所等が、連携して情報提供を行う。 <p style="text-align: center;">※卒業時に特に必要な引継ぎ事項について、記載する。なお、記載内容については、生徒の状況に合わせて作成者が項目を設定する。</p>

【データのダウンロードについて】

「個別の教育支援計画Q & A及び記入例（第3版）」及び「個別の教育支援計画様式」のデータは、以下のURLよりダウンロードすることができます。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a503001/index/shienkeikaku.html>



【県教委作成テキスト・リーフレット一覧】

下記のテキスト・リーフレットは県教育委員会特別支援教育推進室Webページよりダウンロードすることができます。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a503001/index/index.html>



資料等の名称	目的・内容等
○全校体制による支援の充実	
支援をつなぐ（理論編）	発達障害の理解、発達障害の早期発見と校内体制整備のためのテキスト
支援をつなぐ（実践編）	発達障害についての教員の指導力の向上と校内体制充実のためのテキスト
支援をつなぐ（研修編）	各学校における相談支援の実効性の向上のためのテキスト
通常の学級における特別支援教育の充実のために	通常の学級における学習環境や授業づくり、個別的な支援や校内体制づくりのための参考資料（チェックリスト形式）
高等学校等における特別支援教育	高等学校等における特別支援教育の推進を図るための教職員用の研修冊子
校内コーディネーターガイドブック	校内コーディネーターが校内の支援体制づくりや事例検討会の開催、保護者との連携等を進める際の参考資料
特別支援学校 新着任者用研修テキスト	特別支援教育の基礎的知識の習得と実践的指導力向上のためのテキスト
通常の学級における特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりの進め方(リーフレット)	特別支援教育の視点を取り入れた、学習指導案作成のポイントや授業づくりの進め方等

○個別の教育支援計画、個別の指導計画	
「個別の教育支援計画」Q & A及び記入例(第3版)	「個別の教育支援計画」作成の手引
特別支援教育における「個別の指導計画」作成のために	「個別の指導計画」作成の手引
特別支援教育における「個別の指導計画」作成のために —記入例一	各学校において実際に「個別の指導計画」を 作成する際の参考資料
○通級による指導	
通級指導担当者ガイドブック	小・中学校の「通級による指導」を担当する 教員のみならず、全ての教職員の理解を促進 するためのガイドブック
高等学校における「通級による指導」ガイドブック	高等学校の「通級による指導」を担当する教 員のみならず、全ての教職員の理解を促進す るためのガイドブック
ご存知ですか?「通級による指導(通級指導)」(チラシ)	小・中学校「通級による指導」の概要紹介
高等学校等における「通級による指導」が始まります!(チラシ)	高等学校等における「通級による指導」紹介
(保護者向け)高等学校における「通級による指導」(チラシ)	保護者向け高等学校における「通級による指 導」の概要紹介
○合理的配慮	
山口県立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領	障害を理由とする差別の解消の推進に関する 法律第7条に規定する「不当な差別的取扱い の禁止」に関し、県立学校教職員が適切に対 応するために必要な事項を定めた要領
学校における「合理的配慮」の提供(リーフレット)	学校における「合理的配慮」提供のプロセス や事例、校内体制構築のためのチェックリスト等を掲載したリーフレット
○その他	
特別支援教育におけるICT活用ガイドブック	特別支援教育におけるICTを活用した授業 づくりのための参考資料
特別支援教育 就労をめざして	特別支援学校における職業教育や就労支援の 充実のための参考資料
自立活動の指導の手引き	自立活動の指導の基本的な理解や、障害種別 の指導内容設定のための参考資料
よりよい「交流及び共同学習」を進めるために(リーフレット)	「交流及び共同学習」の意義や進め方の工夫 など、各学校の「交流及び共同学習」の充実 を図る参考資料

